

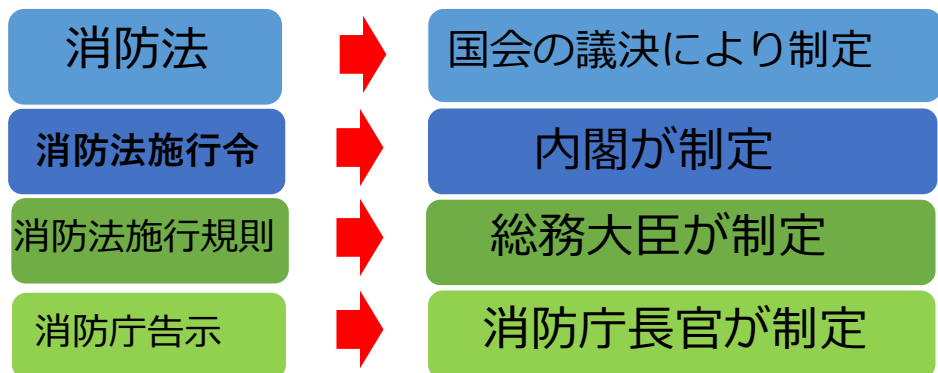
令和3年度建築物環境衛生管理講習会

建物を変更する場合の留意事項

令和4年2月9日
仙台市消防局予防課

消防法令について

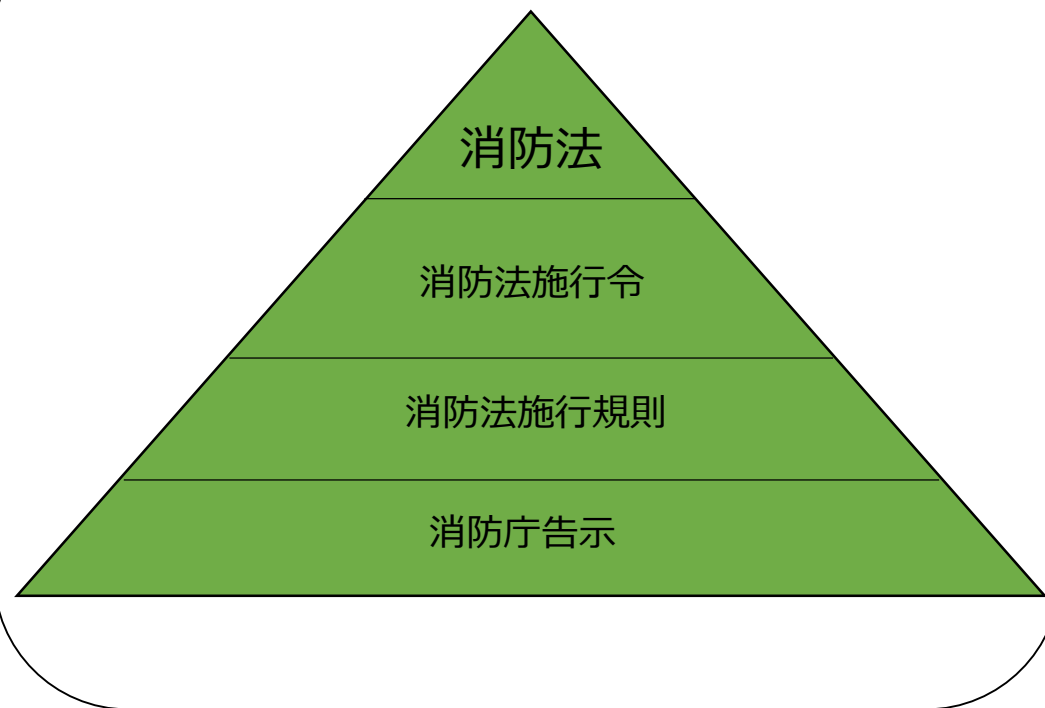
➤ 消防法令について



➤ 条例等について



【消防法令のイメージ】



※参考

- 消防法の条文に「政令で定める」とある場合、消防法施行令に規定があります。
- 消防法施行令の条文に「総務省令で定める」とある場合、消防法施行規則に規定があります。
- 消防法施行規則の条文に「消防庁長官が定める」とある場合、消防庁告示に規定があります。

消防法令について

● (例) 消防設備点検関係法令

消防法第17条の3の3

第17条第1項の防火対象物① (政令で定めるものを除く。) の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等 (第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能) について、A 総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち②政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又はB 総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

政令① ～消防法施行令第36条第1項

政令② ～消防法施行令第36条第2項

総務省令① ～消防法施行規則第31条の6第1項から第3項

総務省令② ～消防法施行規則第31条の6第6項

※消防法令を検索する際は…

「e-Gov法令検索」が便利です・・・

URL : http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/

※消防庁告示を検索する際は…

総務省消防庁のホームページが便利です・・・

URL : <https://www.fdma.go.jp/>

消防法令について

① 消防法施行令第36条第1項

法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物は、別表第1（20）項に掲げる防火対象物とする。

※【参考】令別表第1（20）項は、総務省令で定める舟車

② 消防法施行令第36条第2項

法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

- 一 別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- 二 別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロ、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもののうち、**消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの**
- 三 前二号に掲げるもののほか、別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、1）以上設けられていないもの

※【消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの】

●仙台市消防局では、火災予防規程において指定しています。

【火災予防規程第12条の2】

令第36条第2項第2号の規定により局長が指定する防火対象物は、令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロ、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。

消防法令（消防用設備点検関係）よくある疑問

➤ よくある疑問 ①

「うちの管理している事務所は延べ面積が150㎡だし、消火器しか設置されていないから、消防設備点検の義務はないということですよね？」

● 回答

- ・ 仙台市においては、仙台市火災予防条例第39条で、すべての令別表用途に対して消火器の設置を義務付けています。
- ・ 火災予防条例で設置が義務付けられた消火器はすべて点検する義務があり、報告する義務があります。

消防法施行令第36条第2項に記載されている「法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物」は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

※「1,000㎡以上」は、「消防設備士」又は「消防設備点検資格者」が点検しなければならない。

※下線を引いた部分と1,000㎡以上の記載部分を見て、点検する義務がないと思い込んでいるかもしれない事例

※参考「質疑応答抜粋」

○点検の義務について（昭和54年6月22日付消防予第118号〔36〕予防救急課長から各都道府県消防主管部長あて回答）

【問】

法第17条の3の3の規定に「法第17条第1項の防火対象物の関係者は・・・」とあるが、法第17条第1項に定める防火対象物だけが適用され同条第2項の規定により消防用設備等が設置される防火対象物は法第17条の3の3の規定による点検の義務はないのか。

【答】

法第17条の3の3にいう「法第17条第1項・・・」とは、法第17条第1項の後段「政令で定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、及び維持しなければならない。」とされる防火対象物（消防用設備等が設置される防火対象物）の意味ではなく、前段にいう「学校、病院・・・その他の防火対象物で政令で定めるもの・・・」であり（結果的には令別表第1に掲げる防火対象物をいう。）、当然法第17条第2項の規定により消防用設備等が設置されることになる防火対象物も含まれる。なお、自主的に設置されている消防用設備等については法第17条の3の3の規定による点検の義務はないものと解する。

消防法令（消防用設備点検関係）よくある疑問

➤ よくある疑問 ②

うちの管理しているマンションに駐輪場があり、消火器が設置されている。マンションのほうは、防火対象物使用開始届を提出しているので、点検する義務があるのはわかるが、駐輪場については防火対象物使用開始届を出していない。防火対象物使用開始届を出す必要がないということは点検する義務がないということでしょうか？

●回答

- ・駐輪場は防火対象物であって、消防法施行令別表第1に掲げる「15項」の用途か、「13項イ」の用途に分類される防火対象物となります。
- ・令別表用途である防火対象物である場合、仙台市では消防法第17条第2項を根拠に仙台市火災予防条例第39条第1項で消火器の設置が義務付けられています。
- ・消防法で設置が義務付けられた消火器は点検する義務があります。（前述のとおり。消火器は機器点検で6か月ごと）
- ・防火対象物使用開始届は、防火対象物がある一定の要件に該当した場合に、仙台市火災予防条例第55条に基づき届出する義務付けがあるものをいいます。（一定の要件は仙台市火災予防規則第10条各号に該当する場合）
- ・今回の駐輪場は、防火対象物の使用開始する届出の要件に該当はしませんが、法令により消火器が義務付けられているので点検を行い、報告する義務があることとなります。

【参考】

仙台市火災予防条例第55条

（防火対象物の使用開始の届出等）

令別表第1に掲げる防火対象物（同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。）で市長が定めるものをそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

仙台市火災予防規則第10条<一部抜粋>

（防火対象物）

条例第55条に規定する市長が定める防火対象物は、次に掲げるものとする。

一 ～ 三 （略）

四 令別表第1(5)項口、(9)項口、(12)項から(14)項まで及び(16)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡（同表(16)項に掲げる（中略））以上のもの又は収容人員が50人以上のもの

五 令別表第1(7)項、(8)項、(10)項、(11)項、(15)項及び(16)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が300㎡以上のもの又は収容人員が50人以上のもの

消防法令（消防用設備点検関係）よくある疑問

よくある疑問 ③

「うちの管理している〇〇というマンションは、同じメーカーの5年を超えた蓄圧式消火器が100本ある。消火器の点検で「抜き取り方式」というものがあるが、「抜き取り方式」で抜き取った消火器を順次新しく取り替えることで、5年間で全部の消火器を点検するというのでいいですね？

●回答

- ・「抜き取り方式」は今回のケースですと6か月ごとに10本ずつ点検を行い、抜き取った消火器を点検したうえで異状がなければ、次回の点検の際に同じく点検を繰り返し行っていくもので、異状が見つかれば、その際に同じ型式の消火器全数をその時期に点検する必要があります。
- ・ご質問のように抜き取った消火器を点検せずに新しく交換することは、「抜き取り方式」の点検ではなく、消火器の「取り替え」を行っているだけになりますので、ご注意ください。

※参考【抜き取り方式】

消火器の点検サイクル(蓄圧式と加圧式の比較)																
● 蓄圧式消火器 (CO2消火器、ハロゲン化物消火器を除く。)																
製造からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	
外観点検	半年毎に全数実施															
内部点検	不要 ※1					半年毎に10%実施(内50%以上放射) 5年で全数実施					半年毎に20%実施(内80%以上放射) 2.5年で全数実施					
耐圧性能点検 ※3	不要 ※2					全数					不要 ※2		全数		不要 ※2	

● 加圧式消火器 (水・化学泡消火器を除く。)																
製造からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	
外観点検	半年毎に全数実施															
内部点検	不要 ※1					半年毎に10%実施(内40%以上放射) 5年で全数実施					半年毎に20%実施(内80%以上放射) 2.5年で全数実施					
耐圧性能点検 ※3	不要 ※2					全数					不要 ※2		全数		不要 ※2	

注 ※1の点検は、外観点検で安全栓・安全栓の封又は緊結部等に異常が認められたものは必要です。
 ※2の点検は、外観点検で本体容器に腐食等が認められたものは必要です。
 ※3の耐圧性能点検にあっては、施行後3年間(平成26年3月31日まで)は、製造年から10年間を経過したもの(外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。)にあっては、抜き取り方式により実施することができる。

※参考2

- 上記のケースの消火器の「抜き取り方式」の点検は、100本を5年で全数点検できればよいので、半年ごとに10本、1年で20本を点検し、5年で100本となる。
- 消火器の点検は、「機器点検」(6か月)のみで「総合点検」(1年)はない。

(一財) 日本消防設備安全センターで掲載している資料の一部抜粋

※資料全体については下記URLを参照してください。

<http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/pdf/kaisei-kankeisya.pdf>

消防法令（消防用設備点検関係）よくある疑問

➤ よくある疑問 ④

消防設備の工事で自動火災報知設備を新しく設置するときは、甲種第4類消防設備士の有資格者が1人いれば、工事に入る人間全員資格を持っていなくともよいはずだが、有資格者点検が義務付けられている1,000㎡以上の建物の消防設備点検も有資格者が1人いて、他に点検に入る人間は資格をもっていなくともいいですか。

●回答

- ・消防設備の「工事」については、例えば自動火災報知設備を新たに設置する場合、有資格者が管理・監督していれば1人いれば他に工事に従事する人が資格を持っていなくともよいこととなっています。
- ・消防設備の「点検」については、有資格者点検が義務付けられている建物は、点検する人全員が資格を有していなければならないこととなっています。
- ・なお、消火器の点検は第1種消防設備点検資格者が実施することができますが、消火器薬剤の詰替えは「整備」に該当するので、乙種第6類消防設備士以外は実施することができないこととなっていますので注意してください。

【参考】

平成19年9月3日付消防予第317号消防庁予防課長通知「消防用設備等に係る執務資料の送付について」

1 点検関係

（点検時における補助的作業について）

【問1】 法第17条の3の3の規定に基づき、政令第36条第2項に掲げる防火対象物において点検を行う場合には、当該資格者に点検させることが必要であり、これ以外の者の作業としては補助的な内容（資機材の搬送、足場の固定等）に限られると解されるかどうか

【答】 お見込みのとおり

昭和52年1月27日付消防予第12号 消防庁予防救急課長から各都道府県消防主管部長あて回答
「消防設備点検資格者の整備範囲について」

【問】 消防設備点検資格者（第1種）防火対象物の関係者が告示第14号の基準による点検で、消火剤を詰め替えたり、元の状態に復する行為等は令第36条の2第2項に定める整備の範囲にならないか。

【答】 消火薬剤の詰め替え、本体容器又は部品の補修及び機能調整等は第6類の乙種消防設備士の資格を有する者でなければ行えない整備に該当する。消防用設備等の点検後において、これらの措置が必要となる場合は、第6類の乙種消防設備士の資格を有する者が行う必要がある。

増改築・用途変更・改修前には **事前相談** をお願いします。

消防署に事前相談をせずに建物の改修等を行ってしまい、法令違反となる事例が発生しています。

事務所等では、用途変更やレイアウト変更等に伴い消防用設備等の設置や増設、届出が必要となる場合があります。

消防法令は建築基準法令を前提としていますので、次の順で事前相談をするとスムーズです。

- 1 建築基準法令
各区街並み形成課建築指導係
- 2 消防法令
各消防署予防課指導係（宮城消防署予防係）

事前相談を行い、

意図しない法令違反の発生を防止しましょう！

※ また、既存の建築物を購入する際には、法令違反の有無を確認しないと、法令違反建築物を所有することになってしまいます！

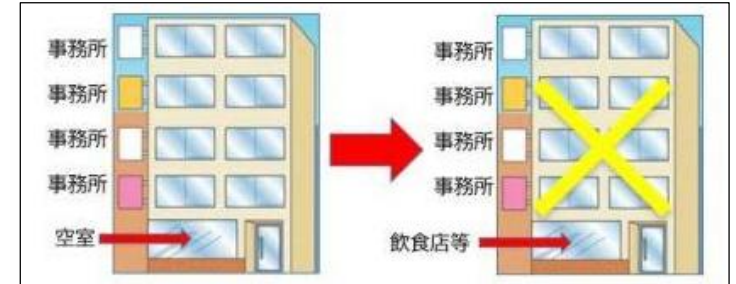
→ 重要事項の説明を受け、十分な検討を行いましょう。

<法令違反が発生するおそれのある改修等の例>

1 空き室に新たなテナントを入居させたい。

→ 建物の用途は変わらないか？

<例>



2 建物に接続して倉庫を増築したい。

→ 建物の構造は変わらないか？

3 倉庫部分に人が乗って作業できる大きな棚を取り付けたい。

→ 建物の床面積は変わらないか？

4 店舗リニューアルのため壁紙を張り替えたい。

→ 壁紙は一定の性能を有しているか？

5 使い勝手向上のため間仕切りを変更したい。

→ 避難経路は確保されているか？

→ 感知器等が未警戒となる室は発生しないか？

**まずは
事前
にご相談
下さい！**

<改修等に伴い必要となる対応>

建物の用途やレイアウトの変更等を行う場合は、仙台市火災予防条例に基づき「防火対象物使用開始届出書」又は「防火対象物変更届出書」の提出が必要となります。

※ 建物の規模や用途によっては、建築基準法令に基づく確認申請の手続きが必要となる場合があります。

消防用設備を設置又は変更する場合は、消防法令に基づき「消防用設備等設置届出書」の提出が必要となります。

<事前相談先>

建物の所在地	消防署	住所	電話番号
青葉区 (宮城総合支所管外)	青葉消防署 予防課指導係	〒981-0914 青葉区堤通雨宮町2-15	022-234-1121
宮城野区	宮城野消防署 予防課指導係	〒983-0036 宮城野区苦竹3丁目6-1	022-284-9211
若林区	若林消防署 予防課指導係	〒984-0823 若林区遠見塚2丁目25-20	022-282-0119
太白区	太白消防署 予防課指導係	〒982-0813 太白区山田北前町15-1	022-244-1119
泉区	泉消防署 予防課指導係	〒981-3132 泉区将監4丁目4-1	022-373-0119
青葉区 (宮城総合支所管内)	宮城消防署 予防係	〒989-3126 青葉区落合2丁目15-1	022-392-8119

平成23年1月1日に省令が改正され、旧規格消火器については令和3年12月31日にその特例期間が終了していますので、速やかな交換が必要です！

【規格の見分け方】

適応火災マークを確認してください！

適応火災のマーク



文字表示の消火器は、
交換が必要です。



普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



普通火災用

油火災用

電気火災用

「消火器が適応する火災の絵表示」が新たに追加となり、この絵表示が表示されているのが新規格の消火器です。